

地方独立行政法人神奈川県立病院機構就業規則の一部改正について

1 改正の趣旨

- 現在夏季休暇は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構就業規則の規定に基づき、7月1日から9月30日の間で5日の範囲内で取得できることとしている。
- ワーク・ライフ・バランスの充実の観点から、夏季休暇のより一層の取得促進を図るため、平成30年度における取得可能期間を、特例として6月16日から10月15日までとする。

2 改正の内容

地方独立行政法人神奈川県立病院機構就業規則を次のように改正する。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年6月12日から施行する。

(夏季休暇の特例)

- 2 平成30年度における別表第2（第52条関係）8 夏季休暇の項中「7月1日から9月30日まで」とあるのは、「6月16日から10月15日まで」とする。

3 施行期日

平成30年6月12日

地方独立行政法人神奈川県立病院機構就業規則新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第74条 (略)</p> <p><u>附 則</u> (<u>施行期日</u>)</p> <p>1 この規則は、平成30年6月12日から施行する。 (<u>夏季休暇の特例</u>)</p> <p>2 平成30年度における別表第2(第52条関係)8 夏季休暇の項 中「7月1日から9月30日まで」とあるのは、「6月16日から 10月15日まで」とする。</p>	<p>第1条～第74条 (略)</p> <p>(追加)</p>